

都連会長挨拶



全日本同和会 東京都連合会

会長 古賀 恆樹

本日は、多数の東京都連の会員の皆さま、そして全日本同和会の同志をお迎えし、「全日本同和会 東京都連合会 設立四十五周年記念研修大会」が開催されましたことに、心より感謝申し上げます。また、公私ともに

ご多忙の中、国会議員、東京都議会議員、各区議会議員の先生方のご臨席を賜りましたことに、会を代表し厚く御礼申し上げます。そして私どもの活動に、日頃より深いご理解とご支援を頂いております各行政機関をはじめ、企業会員の皆さまに、衷心より御礼申し上げます。

私たちは全日本同和会は、歴史的過程により作り出された部落差別を、解消するという活動をしている運動団体です。全日本同和会は、東京都連合会をはじめ、全国二十七府県連の同志と共に、研修会や勉強会を行い、差別解消に向け、日々研鑽を重ねています。

国民主権・基本的人権の尊重・平和主義の三つを基本原理と

して宣言している日本国憲法では、第十四条において「すべての国民は、法の下に平等であり、人種、信条、性別、社会的門地により、政治的・経済的又は社会的関係において、差別されない」と定められており、全日本同和会は、この理念を体现させるために、対話と協調を基本理念とし、「子らにはさ

権利及び自由は、いかなる種類の差別も受けることなく、確実に享受されなければならないと謳っており、この理念を東京大会においても実現しなければならぬ、ということを念頭に、同和問題をはじめ、十七項目に及ぶ人権課題について言及し、施策の現状や方向性、人権施策の基本的な考え方が示されております。

同じく平成二十七年九月の国連サミットで採択されたSDGs「持続可能な開発目標」では、誰一人取り残すことなく、すべての人々の人権を実現すると宣言されており、人権尊重の理念が根底にあることが示されております。日本のみならず、世界で人権が脅かされている今、さまざまな人権課題に対し、しっかりと行った教育、啓発を今以上に、差別の無い社会の実現に向けた取り組みを、市民行政が一体となり、行わなければならない。

さて、平成二十八年十二月に「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されて、七年を迎えようとしています。本法律の第一条の『現在もなお、部落差別は存在する』との文言にもあるように、部落差別は現在も存在し、これを解消しなくてはならない、としています。しかしながら、就職や結婚をはじめ、さまざまな場面において、部落差別に起因する現象が未だに起きている現実があります。最近では、インターネットを介した差別事象も多く、同和問題の解決には、程遠い現実が突きつけられており、今後も注視してゆかなくてはなりません。

「二十一世紀は人権の世紀」と言われて久しくなりましたが、次世代に人権問題、同和問題を持ち越してならない、「子らにはささまいこの思い」のスローガン通り、必ず私たちの世代で解決させる、という強い信念を持ち、今後も運動に邁進して参ります。

東京都では、平成二十七年八月に「東京都人権施策推進指針」が策定されました。この指針では、東京二〇二〇「オリンピック憲章」にも定められている、

本日の研修大会により、人権尊重の機運が高まり、本研修が実り多く、意義深いものになると共に、ご参加頂きました皆さまの益々のご健勝、ご活躍をご祈念申し上げます。都連会長の挨拶にかえさせて頂きます。本日はご出席頂き、誠にありがとうございました。